

第2章

推進の方向性と具体的な取組

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」体系図

基本理念（スローガン）

ふくしまの未来をひらく 読書の力

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

<推進の方策>

- (1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 多様な子どもたちに対応した読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (5) 地域における子どもの読書活動の推進

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

<推進の方策>

- (1) 図書館の整備・充実
- (2) 学校図書館の整備・充実
- (3) 連携・協力体制の構築

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

<推進の方策>

- (1) 推進のための普及や啓発
- (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供
- (3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

<計画期間>令和7年度からおおむね5年間

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

読書活動は、心身の発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達の段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助け、豊かな情操を育むことにつながります。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために

- 乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われること
- 学校種間の切れ目のない取組を行うこと
(学校図書館の利用システムなどの確実な引き継ぎ等)
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等における読書活動を推進すること

学習指導要領等には、発達段階ごとの読書について、以下のような記載があります。

- ① 幼稚園：日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
- ② 小学校：(1・2年) 楽しんで読書 (3・4年) 幅広く読書 (5・6年) 進んで読書をし、思いや考えを伝え合う。
- ③ 中学校：(1年) 進んで読書をする。(2年) 読書を生活に役立てる。(3年) 読書を通して自己を向上させる。
- ④ 高校：様々な文章を読むことによって、我が国の言語文化に対する理解を深め、生涯にわたって読書に親しみ、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育てる。

(出典：幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領)

子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組

福島県の特徴ある取組

| 発達段階の特性 | | 乳幼児期 | 小学校期 | 中学校期 | 高校期 | | |
|--|---|--|---|---|---|------------|--|
| | | ・周りからの言葉かけや会話により言葉を獲得する。 ・読み聞かせなどにより絵本や物語に興味を持つ。 | ・一人で本を読めるようになる。 ・はやく読めるようになり、多くの本を読むようになる。 ・読書の幅が広がり始める。 | ・多読の傾向が減少する。 ・共感したり感動できたりする本を選んで読む。 ・読書を将来に役立てようとする。 | ・目的や資料の種類に応じて適切に読むことができるようになる。 ・知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになる。 | | |
| 読書推進の役割 | | 楽しむ読書 | | 調べる読書 | | 考える読書 | |
| 保育所 幼稚園 認定こども園等 | ・遊びや読み聞かせなどを通して本に親しむ機会を提供し、子どもの本に親しむ習慣を形成する。 | 読み聞かせ 図書館環境の整備 保護者への啓発・家読 | | | | | |
| 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 | ・一斉読書や読み聞かせなどの取組と多様な読書経験などを通じて、読書習慣を形成する。 ・公立図書館、ボランティア等との連携を図り、読書に親しむ機会を提供する。 | | 読み聞かせ・一斉読書 友人同士の間わりを通じた読書への動機付け ブックトーク・ビブリオバトルなど 子ども司書など | | 読書コンシェルジュなど | | |
| 学校図書館 | ・必要な資料を収集・整理し、児童生徒及び教員の利用に供する。 ・児童生徒の自主的・自発的な読書活動を促す。 | | | 図書館環境の整備 読書相談・レファレンス 児童・生徒への啓発 調べ学習・探究的な学習活動 授業サポート 公立図書館等との連携 | | | |
| 家庭 | ・子どもへの読み聞かせや本に親しむ環境を整え、読書習慣を形成する。 | 読み聞かせ 家読 図書館等の利用 読書関連事業への参加 ブックスタート どくしょスタート※ | | | | | |
| 公立図書館 | ・地域における読書推進の中核的役割を担う。 ・図書、資料等を収集・整理し一般公衆の利用に供する。 | おはなし会など 児童室の充実 保護者への啓発 読書相談・レファレンス ブックスタート どくしょスタート | | ヤングアダルトコーナーの整備 | | | |
| 公見 児童館 | ・子どもの読書に親しむ身近な施設として図書コーナーなどの充実を図る。 | 図書コーナーの充実 おはなし会など 保護者への啓発 | | | | | |
| ボランティア | ・読み聞かせやおはなし会、環境整備等を行い、子どもが読書に親しむ活動を行う。 | 読み聞かせ おはなし会など 公立図書館等の環境整備 ブックスタート | | | | 学校図書館の環境整備 | |

(2) 多様な子どもたちに対応した読書活動の推進

本推進計画では、計画の基本的な考え方の中で「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」と述べています。この「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」は、例えば障がい等により図書館の利用が困難な子ども、識字障害（ディスレクシア）※により読書に困難を抱える子ども、日本語指導を必要とする子ども、相対的貧困状態にある子ども等、多様な子どもたちを受容し、その子どもたち全てに対応した取組を行うことが重要です。

そのために、「読書バリアフリー法」等を踏まえ、全ての子どもたちが読書に親しむことができるように、学校、地域、図書館、ボランティア等がその機能や技術を生かし、連携・協力しながら読書活動の支援と環境の整備を進めていくことが必要です。

① 障がいの特性や状況に応じた支援

○ 障がいの状況等に応じた図書や機器の整備と情報保障を含めた環境づくり

- ・ 公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、全ての子どもたちが楽しむことができる布絵本やさわる絵本※、点字図書、大活字本※、マルチメディアデジター※、録音図書※等のバリアフリー図書※の収集および拡大読書器※、リーディングトラッカー※、リーディングルーペ※等の設備の充実に努めるとともに、施設のユニバーサル化を一層促進することが必要です。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館や学校図書館等へのバリアフリー図書も含めた資料の貸出等による支援のほか、資料宅配サービス※等、様々な理由によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開していきます。
- ・ 県立図書館は多様な子どもたちへの読書機会を確保するために、多言語、やさしい日本語による利用案内を整備します。また教育委員会は、管内市町村立図書館に対して同様のサービスについて整備するよう促します。

○ 関係機関、民間団体等との連携による体制の整備

- ・ 県立図書館は、点字図書館、聴覚障害者情報支援センター等関係機関と連携し、視覚や聴覚等に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集・提供するなどして、市町村立図書館や学校図書館等の活動を支援します。
- ・ 視覚障害教育情報ネットワークの活用等により、点字図書や点字データの相互利用がなされるよう促します。
- ・ 公立図書館には、手話・音訳ボランティア等との連携・協力により対面朗読※や手話によるおはなし会を実施する等、障がいのある子どものニーズに対応できる体制の整備に努めるよう促します。
- ・ 読書ボランティアを対象にした、障がいのある子どもたちに対する読書活動支援のための研修会の実施を促します。

② 日本語指導を必要とする子ども等への支援

○ 多言語による図書資料の収集・提供

- ・ 県立図書館は、帰国子女や母国語が日本語でない子ども等の読書活動の支援のため、多言語による図書資料を収集・提供します。関係機関と連携し、母国語が日本語でない子どもたちと、県内の子どもたちが異文化に親しみ理解する機会の提供を促します。また、市町村立図書館へも多言語サービスの情報を提供します。

| | |
|--|---|
| <p>①県立図書館の取組 みんなが読書できる社会をつくる ～福島県立図書館の読書バリアフリー推進への取り組みをご紹介します～</p> |  |
| <p>②福島県点字図書館の取組 福島県点字図書館は、視覚障がい者と視覚障がい者を支援する方々のための情報提供施設です。</p> |  |

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校では、子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ読書習慣を形成するとともに、学校種間の切れ目のない連携により、子どもの自主的、意図的な読書活動や学習活動を充実させていくことが期待されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校は、子どもが多く時間を共に過ごす中で、読書への興味関心や読書習慣を育てていく上で、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

- 児童生徒の自主的・自発的な読書活動
- 効果的な「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能

福島県の特徴ある取組

学校種間の切れ目のない連携 ～平田村幼小連携事業・読書交流と学校図書室探検～

平田村では、文部科学省で推奨している「架け橋期プログラム」として、幼小連携事業に取り組んでいます。こども園の園児と小学校児童との交流の際には、読書交流や小学校図書館の訪問などを行い、切れ目のない読書活動に取り組んでいます。



幼小交流の機会に、小学生と園児が一緒に絵本を楽しんでいる一コマです。同じ子ども園出身ということもあって、自然に一緒に絵本を手にして読む様子が見られています。



小学校2年生が園児に読み聞かせをする、幼小交流の一コマです。読んでもらっていた子どもたちが、小学生になり読む側になりました。

① 幼稚園、保育所、認定子ども園等における読書活動の推進

○ 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針及び幼保連携型認定子ども園教育・保育要領に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進することが重要です。
- ・ 家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書を一緒に楽しめるよう啓発します。
- ・ 市町村教育委員会が、市町村立図書館等と連携して、教諭や保育士、保育教諭等に対する研修会を実施することが求められます。

○ 乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくり

- ・ 幼稚園、保育所、認定子ども園等では、乳幼児が安心して安全に図書に触れることができるような環境づくりに努めるとともに、保護者やボランティア等と連携して図書の充実を図ることが大切です。
- ・ 幼稚園、保育所、認定子ども園等は、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定し、多様な読書経験をさせることが望まれます。
- ・ 幼稚園、保育所、認定子ども園等で行っている未就学児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く啓発することが重要です。

| | |
|---|---|
| <p>①学校法人佐藤学園 開南幼稚園の取組</p> <p>図書室を設置し、子どもたちがいつでも絵本に触れられる環境を構成しており、本の貸し出し等を毎週末行っている。また、専任司書の配置に加え、定期的に語り部を招聘し、民話に親しんだり父母会で組織した読み聞かせサークルによる読み聞かせを行ったりしている。</p> |  |
| <p>②富岡町立にこここども園の取組</p> <p>富岡町図書館の方から、絵本や紙芝居の読み聞かせをしてもらう機会をつくっている。</p> |  |

② 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

- 読書活動の充実（読書センターとしての機能）
 - ・ 朝の読書等の全校一斉読書活動の継続と充実を図ることにより、読書する時間を確保し、読書習慣の定着を促進します。
 - ・ 推薦図書コーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介などにより、様々な分野の図書に触れる機会が充実するよう促します。

- 学校図書館を活用した学習活動の充実（学習・情報センターとしての機能）
 - ・ 調べ学習※（探究的な学習活動）等での学校図書館の活用促進を図ります。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として機能するよう学校図書館の整備・充実を図ります。
 - ・ 視聴覚資料やICT機器等の環境整備を促します。
 - ・ 新聞は、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けることができることから、学校図書館への新聞の複数紙配備とその活用を促します。
 - ・ 児童生徒の目に留まりやすい新聞コーナーの設置や、新聞記事の読み比べ、新聞記事についての自分の意見や感想を述べる活動などへの取組により、新聞を読んだり活用したりする機会を増やします。

| | |
|---|---|
| <p>①会津学鳳中学校・高等学校の取組</p> <p>新聞データベースを活用した調べ学習や探究活動</p> |  |
| <p>②NIEのホームページ</p> <p>学校などで新聞を教材として活用した学習について</p> |  |

○ 校種を越えた交流

ビブリオバトルでの中高交流、中学生が小学生に本を紹介したり読み聞かせをしたりする取組などにより、読書を通じた異年齢層とのかかわりや、多様な図書に触れる機会を促します。

○ 校内推進体制の確立

- ・ 全ての教育活動において学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間指導計画の作成を司書教諭等を対象とした研修会等を通して促します。
- ・ 学校司書や司書教諭、教職員が連携し、保護者や読書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進できる体制の整備を促します。
- ・ 教職員、学校司書を対象とした研修会の充実を促進し、読書活動の推進に向けた資質向上を図ります。また、読書指導に関する先進的な取組の紹介等により、教職員等の指導力の向上を図れるよう促します。

○ 子どもの読書への関心を高める取組の充実

- ・ 入学時等の学校図書館の使い方、本の借り方・返し方を学ぶオリエンテーション等の充実を促します。
- ・ 読書への関心を高め、読書の幅を広げることで読書習慣が形成されていくように、次に示すような多様な活動に適切に取り組むことが重要です。

・ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

・ ペア読書

二人で読書を行うもので、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

・ お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

・ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。1つのテーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われるものです。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

・ビブリオバトル（書評合戦）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

・図書委員、「子ども司書※」、「読書コンシェルジュ※」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えて話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものとなります。

・図書館見学

小学校等の授業の一環として、公立図書館見学を行い、本の借り方や施設について理解を深める活動を行うことで、子どもたちの図書館の利用を促進し、選書の幅を広げることで読書に親しむことができるようになります。

福島県の特徴ある取組

| | |
|--|---|
| <p>①郡山市立湖南小中学校 学芸委員会による小学生への読み聞かせの取組</p> |  |
| <p>②県立高校における読書活動推進の取組 (高校教育課 HP より)</p> |  |
| <p>③橘高等学校 「橘高生×書籍：すてきな本との出会い」</p> |  |

| | |
|---|---|
| ④会津高等学校 校内選書会の取組 |  |
| ⑤福島西高等学校 学校HPを活用した図書館情報の発信 |  |
| ⑥郡山市中央図書館 小学校5・6年生を対象とした、こども司書養成講座 |  |
| ⑦県立図書館 幼稚園や学校等からの申し込みにより、県立図書館の施設案内や利用案内、読み聞かせや調べ学習等を行う「図書館見学の受け入れ」の取組 |  |
| ⑧もったいない図書館（矢祭町） 小学校1～6年生を対象とした「矢祭こども司書講座」の取組 |  |
| ⑨ビブリオバトル福島県大会 中学生・高校生を対象としたビブリオバトルの取組 |  |
| ⑩福島東高等学校 書店×福島東高校図書館コラボ企画 |  |

* 福島県の特徴ある取組については、今後も随時更新していきます。最新の情報は下記のアドレスまたは、二次元コードより御覧ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/keikaku.html>



③ 特別支援学校における読書活動の推進

- 図書資料や読書環境整備の充実
 - ・ 点字図書※や大型絵本、布絵本※、紙芝居、パネルシアター※、マルチメディアデ
ィジー図書等のバリアフリー図書の整備を推進します。
 - ・ 学校図書館を活用し、計画的な図書の整備や書架の配置、図書コーナーの工夫
等、環境整備の充実を促します。
- 移動図書館等の活用
 - ・ 児童生徒の興味関心に応じた読書ができるよう、公立図書館の移動図書館等で
の貸出やおはなし会などを活用し、本に親しむ機会を提供します。
- 幼児や児童生徒の発達や障がい等の状況に応じた多様な読書活動の推進
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、バリアフリー図書の体験等、
多様な読書活動の実施を促進します。
- 読書支援の推進
 - ・ 学校司書の配置促進を進めるとともに、学校が読書ボランティアと連携し、図
書の貸出の活用や読み聞かせ、ブックトーク等の読書活動を通して、様々な図書
に触れる機会の充実を図ることを促進します。
 - ・ 障がいの種類や程度、特性に応じた読書支援ができるよう、県立図書館や知事
部局関係各課との連携により専門的な研修や資料に関する相談等の実施を推進
します。

福島県の特徴ある取組

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>①石川支援学校 絵本を題材にしたひらが なの学習</p> |  | <p>②相馬支援学校 ボランティアによる読み 聞かせ</p> |  |
| <p>③聴覚支援学校 ボランティアによる読み 聞かせ</p> |  | <p>④大笹生支援学校 電子絵本の活用</p> |  |
| <p>⑤たむら支援学校 ボランティアによるおは なし会①</p> |  | <p>⑥たむら支援学校 ボランティアによるおは なし会②</p> |  |

(4) 家庭における子どもの読書活動の推進

県の実態として、「1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」は小学生で1.7%、中学生で13.0%、高校生で42.7%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向が見られます。（「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課）子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、推進法第6条にも規定されているとおり、保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。特に、就学前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。乳幼児期の読み聞かせ、わらべうたや手遊びなどにより、子どもとのコミュニケーションを図り、親子で本を楽しみながら読書への関心を高め、感性豊かな子どもに育てていくことが大切です。家庭においては、絵本や物語等の読み聞かせをしたり、家族で図書館に行ったりするなどして、子どもが本に親しむきっかけをつくることが大切になります。

また、毎日決まった時間に家族で読書をするなどして、読書習慣の形成を図ったり、読書を通して子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようにしていくことが望まれます。家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものでもあります。

これらのことから、保護者等に対して県や市町村教育委員会と各首長部局、行政と民間団体等との連携や協働により、家庭における読書活動の意義について十分な理解を促すとともに、情報提供を行い、家庭における読書活動を一層充実させることが課題となります。

① 読書習慣づくりの重要性についての理解の促進

- 家庭教育に関する各種事業を活用した啓発
 - ・ 親子を対象にしたイベントや家庭教育に関する講座等において、関係機関が連携しながら読書の良さや楽しさを伝えるとともに、「読み聞かせ」や「家読」の大切さについて、保護者への啓発を促します。
- 市町村と連携した乳幼児期から読書に親しむための事業の推進
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業について紹介するなどの保護者への啓発を促します。
- PTA等との連携による読書習慣の定着に向けた取組
 - ・ 各学校におけるメディアコントロール*の取組と併せて、家庭での読書習慣の定着に向けた取組を促進します。
 - ・ PTAとの連携により読書活動の推進に関わる講演会の開催等を促します。
 - ・ 親子読書月間や家庭読書の日の設定による読書習慣の形成につながる取組を市町村に促します。

② 本に親しむ機会の充実

○ おはなし会や研修会の開催を通じた親子読書の推進

- 多くの子どもや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの在り方の一助になるよう、多様なおはなし会や読み聞かせ会等の開催を促進します。また、おはなし会等の充実を図れるよう、市町村立図書館職員やボランティア等に対する研修会の実施を推進します。

| | | | |
|--------------------|---|---------------------------------------|---|
| ①出前おはなし会 三春町の取組 |  | ②研修会等 南会津教育事務所の取組 「読書活動推進 News」 |  |
|--------------------|---|---------------------------------------|---|

○ 子どもの発達段階に応じた読書ブックリスト等の作成と活用

- 乳幼児期、小学校期、中学校期等の発達段階ごとの子どもに読ませたい本をまとめた「ブックリスト」の作成及び活用を促進します。

| | | | |
|---------------------|--|-------------------|--|
| ①ブックリスト 県立図書館の取組 |  | ②ブックリスト 福島市の取組 |  |
|---------------------|--|-------------------|--|

○ 家庭における読書を支援する取組

- 家庭における子どもを中心とした読書活動が一層進み、家族で本に親しむことができるよう、福島県家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、関係機関が連携・協力して、「家読（うちどく）」の啓発や「ブックスタート」等の取組を促します。

心をつなぎ、生きる力を育てる「家読（うちどく）」



家読って？
「うちどく」を詳しくお話しすると…

「うちどく」とは、家庭読書をとおしてコミュニケーションを深めていく読書運動をいいます。1冊の絵本を囲んで家族で感想を話し合うことで、家族のきずなを深め、読書の楽しさを共有します。週末の絵本の貸し出しなども家読のきっかけになりますね！



(5) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近に本に親しめる環境があることが重要となります。子どもにとって、図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読んであげたい本や読んでほしい本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。

また、図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような図書館の取組は今後も充実させていくことが求められています。

さらに、読書ボランティア団体や民間団体は、子どもに本の魅力を伝える重要な存在であり、子どもの読書活動を推進することから、その活動の充実が期待されます。そのためにも、市町村教育委員会や公立図書館等と連携・協力を一層進めていくことが重要です。

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進

福島県の特徴ある取組

- 市町村立図書館・公民館図書室への支援及び連携
 - ・ 市町村立図書館・公民館図書室への資料の貸出や運営相談等を行います。
 - ・ 図書館未設置自治体や被災自治体の公民館図書室・小学校・子ども園等には巡回貸出を行い、要望に応じておはなし会や講座などを開催します。
 - ・ 市町村等で開催する研修会や講座等への職員の派遣、講師の紹介をします。また、図書館未設置町村を巡回し、資料の貸出と運営相談等を実施します。
 - ・ 情報ネットワーク事業や図書館資料物流ネットワーク※の活用により、市町村と連携し情報の共有化と利便性強化を図ります。
- 学校図書館への支援
 - ・ 県内小・中学校及び高等学校の学校図書館に対して、子どもの要望に応じた資料の貸出を行います。
 - ・ 県内小・中学校での調べ学習等に役立てるための資料が不足する市町村立図書館・公民館図書室に対してセット貸出を行うとともに、ブックリスト等の資料情報提供をします。
 - ・ 県内高等学校の図書館活動の充実を図るための支援貸出を行います。
 - ・ 特別支援学校に対して、巡回貸出やおはなし会を要望に応じて実施します。
 - ・ 学校図書館に対して、運営支援のための資料貸出や情報提供を行います。

- 子どもが本に親しむ機会の提供
 - ・ 図書館見学会やおはなし会の開催、おすすめの本の展示等により、子どもが図書館や本に親しむ機会を提供します。
 - ・ 児童資料や児童サービスについての情報提供のため、広報誌を発行するほか、ホームページ等で公開します。
 - ・ 児童図書に関するレファレンスサービス^{*}や読書相談の充実を図ります。
- 震災の影響で休館している図書館等への支援
 - ・ 東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対して、図書館活動再開や読書環境の整備につながる継続的な支援に努めます。

② 市町村における子どもの読書活動の推進

- 市町村子ども読書活動推進計画の点検、評価、改定
 - ・ 各市町村に対して、それぞれの子ども読書活動推進計画に基づいた取組が展開されるよう、取組の進捗状況の点検による適切な計画の進行管理及び評価を実施するよう働きかけるとともに、必要に応じて見直しを行い、改定を図るよう促します。

<市町村子ども読書活動推進計画策定状況> R7年度末現在

| | 第一次計画 | 第二次計画 | 第三次計画 | 第四次計画 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 市町村数 | 59 | 40 | 25 | 6 |
| 割合 | 100% | 67.8% | 42.3% | 10.0% |
| 備考 | | | | |

- 図書館の設置と役割
 - ・ 子どもの読書活動の拠点となる図書館は、保護者にとっても読書活動について学んだり相談したりすることができる場所です。子どもの読書活動へ及ぼす影響の大きさを鑑み、図書館未設置町村には、図書館設置を働きかけ、設置機運の醸成を図ります。
 - ・ 図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進に努め、家庭、地域、学校及び地域の民間団体等と一層の連携を図りながら取組を推進していくことが重要です。
- 図書館相互の連携協力、学校図書館や公民館図書室との蔵書の相互利用
 - ・ 図書資料の相互貸借のための図書館資料物流ネットワークの整備と学校図書館や公民館図書室との情報ネットワーク化を促すことにより、市町村立図書館等との連携を推進します。
 - ・ 公立図書館による学校図書館運営のための相談等の支援・連携を行うよう促します。

- 市町村や各団体が学校や地域で実施していく事業や機会の活用
 - ・ 市町村立図書館職員の専門性をいかし、依頼により学校等での読み聞かせやブックトーク、図書館の活用の仕方や資料の調べ方、読書相談等の実施を促します。
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室※において、読書活動の機会が充実するよう促します。
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の取組について紹介することにより関連事業の推進を促します。
 - ・ 市町村や公立図書館による子どもの利用促進の取組（ブックスタートなど）や広報を促します。

福島県の特徴ある取組

| | |
|---|---|
| <p>①相馬市立図書館 「おはなしの部屋」 ボランティアの方による、絵本や紙芝居の読み聞かせの取組</p> |  |
| <p>②石川町立図書館 読書週間イベント「図書館まつり」の取組</p> |  |
| <p>③矢吹町 「矢吹子ども読書100選」の取組</p> |  |
| <p>④三春町 「読書通帳」の取組</p> |  |

③ 関係機関・団体等の活動に対する支援

- 関係機関の協力体制の促進
 - ・ 「福島県地域学校協働本部※」は、読書ボランティアの活動に関する相談や学習支援等ボランティアに登録している読書活動ボランティア団体の受け入れについて市町村に働きかけるなど、その活動を支援します。
- 読書活動推進に関する助成等の情報提供
 - ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金※」の周知に努め、子どもの読書活動に関わる団体に対して、その活用を奨励します。

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 図書館の整備・充実

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要となります。

公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが一層読書に親しむことができるように、以下の取組が必要です。

① 蔵書等図書資料と利用環境の整備・充実

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、公民館図書室等を支援するため、乳幼児や児童用の図書資料やヤングアダルト※資料、おはなし会用の大型絵本や大型紙芝居等、子どもの読書活動に関する資料等の計画的な整備を図ります。
- ・ 県立図書館は、「協力貸出」「支援貸出」「学校図書館支援貸出」「学校図書館サポートセット貸出」「移動図書館」等、市町村や学校図書館の活動を支援するための資料の収集に努めます。
- ・ 県立図書館は、多様な子どもたちの読書機会の確保のために、外国の絵本や点字絵本、布絵本などのバリアフリー図書の収集に努めるほか、設備や施設のユニバーサル化をすすめるとともに、サピエ図書館※や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス等の利用についての広報や利用促進に努めます。
- ・ 公立図書館においては、子どもの要望を取り入れた資料の整備に努めます。

①県立図書館の取組
「サポートセット貸出」



②県立図書館の取組
「読書バリアフリー推進」



② 関係団体や機関との連携による読書環境の充実

- ・ 本県は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域・家庭・学校が連携・協働する「コミュニティスクールと地域学校協働活動一体的推進」に取り組んでいます。読書のきっかけとなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書イベントの実施等についても地域社会と協働した活動をとって促進を図ることが重要である。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、学校図書館、大学、県教育センター等と協力し、市町村立図書館職員、学校図書館を担当する教職員等を対象に、その専門的な知識や技能を高めるため、それぞれの経験や立場に合わせた研修体制の充実を推進します。

- ・ 市町村立図書館においては、職員の専門的な知識や技能を習得するための研修（図書館資料の選択・収集・提供や読書相談、子どもの読書活動に関する指導等）を実施するよう促します。また、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう促します。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館等と連携を図りながら、読書ボランティア養成研修やスキルアップ研修及び情報交換等、子どもの読書活動を支えるボランティア等の学習機会の提供を推進します（オンライン・オンデマンド研修を含む）。
- ・ 子どもの読書活動推進に関して、県内の図書館関係施設だけでなく、全国的な視野に立って情報の収集と提供を推進していきます。

＜例＞ 国立国会図書館（国際子ども図書館）
 全国公共図書館協議会
 北日本図書館連盟
 福島県公共図書館協会
 福島県高等学校司書研修会
 福島県高等学校図書館研究会
 （公社）全国学校図書館協議会
 （公社）読書推進運動協議会

③ 図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）の促進

- ・ 県立図書館は、福島を伝える情報のデジタル化を進め、ホームページで提供できるように努めます。また、「横断検索システム※」の整備を図り、情報提供に関する環境整備に努めます。
- ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセス等を可能とするために、デジタル化を一層推進するよう促します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>①県立図書館の取組 デジタル ライブラリー</p> |  | <p>②県立図書館の取組 横断検索</p> |  |
| <p>③昭和村 「昭和村電子図書館」の取組 *利用者は村民及び村内の事業所に勤務している方</p> | |  | |
| <p>④南会津町 「デジタル絵本貸出」の取組</p> | |  | |

④ 東日本大震災からの復興に向けた様々な資料の整備・充実

- ・ 東日本大震災や原子力発電所の事故、そして様々な自然災害について後世に伝え、県民の防災意識を高めていくことができるよう、防災や再生可能エネルギー等の資料整備に努めます。

| | |
|--|--|
| <p>① 県立図書館の取組 「東日本大震災復興ライブラリー」 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う県内の被災・復興についての関連資料を、「東日本大震災福島県復興ライブラリー」として平成24年4月28日より開設し利用に供しています。</p> |  |
| <p>② 東日本大震災関連絵本2024 東日本大震災「ウィメンズうちどくネットワーク (WUN) 作成・震災関連絵本リスト」</p> |  |
| <p>③ 福島県文化スポーツ局生涯学習課の取組 福島県東日本大震災・原子力災害伝承者育成講座</p> |  |

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として、教師による読書指導の場として、子どもの成長を支える以下の重要な役割を担っています。

| 機能 | 内容 |
|--------|--|
| 読書センター | 児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場 |
| 学習センター | 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場 |
| 情報センター | 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場 |

これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン^{*}」を基に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

本県では、そうした環境の整備・充実、学校司書の配置と資質向上のための研修の充実が課題となります。

① 学校図書館活動推進体制の充実

○ 学校図書館活性化のための人的配置

- 各学校は、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、校内でその職務内容について共通理解を図る必要があります。また、12学級以上の学校にあっては、校内組織に司書教諭を位置付けますが、その際は負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
- 学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への支援等、児童生徒と本を結ぶ役割を期待される学校司書のさらなる配置が求められています。こうした状況を踏まえ、市町村教育委員会に対して「学校図書館整備等5か年計画」を基に、学校司書の配置を促すとともに、県立高等学校における学校司書の配置を計画的に進めていきます。
- 学校図書館での1人1台端末の効果的な活用のために、学校司書への端末担当を推進する。
- 既に市町村立図書館のある市町村に対しては、学校図書館の整備を進めるとともに、学校図書館間の連携に向けた支援等を行う学校図書館支援センター^{*}を設置することが望まれます。

○ 司書教諭及び学校司書等の研修の充実

- ・ 県教育委員会は、県立図書館と協力し、司書教諭及び学校司書等の専門的な知識や技能の向上のための研修会の実施に努めます。また、市町村が主催する研修会を支援します。

伊達市

「伊達市幼・小・中の読書活動推進連絡会」の取組



② 学校図書館の資料の整備・充実

- ・ 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備・充実を進めるとともに、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には公共図書館や他の学校図書館との相互貸借を行うことが求められます。
- ・ 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた図書資料の整備・充実が図れるように促します。また、高等学校等においても、学校図書館機能の充実を目指して、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
- ・ 県立図書館は、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体の学校に対して、図書資料の貸出を行う支援をします。
- ・ 発達段階や障がいの状態等に応じたバリアフリー図書等（布絵本、さわる絵本、点字図書、大活字本、マルチメディアデージー、録音図書、拡大読書器、リーディングトラッカー、リーディングルーペ、拡大写本、紙芝居、字幕付きビデオ等）の充実を図ることが求められます。
- ・ 年々震災後に生まれた子どもたちの割合が増え、東日本大震災及び原子力発電所事故の風化が今後の課題となっていきます。学校や地域の震災関係資料を収集し、子どもたちが身近に手に取って学べる環境を整備しながら、次世代へのつなげていく取組が必要です。

③ 学校図書館の情報化・機能の充実

- ・ 学校図書館の機能を計画的に利活用し、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、読書指導や図書館活動への取組を促します。
- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化を図り、公立図書館等との連携によりネットワークを構築するなど、利用しやすい環境が整備されるように促します。
- ・ 学校図書館でも1人1台端末を効果的に活用する取組が求められます。今後は、1人1台端末と学校図書館システムとがリンクし、端末での蔵書検索や電子書籍の利用等への活用を促します。

- ・ 高等学校では、web本棚サービス等を活用し、自校の蔵書の閲覧や検索を生徒の端末から行えるようにしている学校があります。また、図書館の広報誌の配布や購入希望図書調査をGoogle Classroomで行うなど、生徒の1人1台端末を活用した事例も見られます。

須賀川桐陽高校ブックログ（ウェブ本棚サービス）の取組
ウェブ上に図書館の本棚を設置し、蔵書や新入荷書籍などの情報を
随時閲覧できるようにしている。



④ 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり

- 図書委員会、子ども司書等の児童生徒の活動を活用した学校図書館運営
 - ・ 読書啓発のポスターやクイズの作成、お薦め本の紹介、読み聞かせ会などの実施や新刊本の受入活動や図書の修理、貸出返却業務や環境づくりなど子どもたちによる自主的な図書館運営の実践を進めていくことが求められます。

福島県の特色ある取組

- 学校図書館における多様な読書ボランティアの活用
 - ・ 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくり等、保護者と連携した多様な読書ボランティアの活用が推進されることが望まれます。
 - ・ 高校生においては、キャリア教育の視点から「高校生読書ボランティア」の育成と併せて「高校生による子どもたちへの読み聞かせ」が行われているところもあり、多様な読書ボランティアの広がりにつながっています。

白河市立白河第二小学校の取組
読み聞かせボランティアによる「スペシャル読み聞かせ」



- 心の居場所としての機能の充実
 - ・ 学校図書館が、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過したり、年齢の異なる様々な人々とのかわりを持ちたりすることができる校内の心の居場所になるため、いつでも開いている図書館、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を推進します。

不登校支援の場としての学校図書館（例）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
 （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

2. 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する事項
 (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 (ウ) 登校時における支援
 不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。



令和5年度「読書に関する調査」の結果（福島県教育委員会）
 【資料編】子どもたちの読書活動を更に推進していくためにより

(3) 連携・協力体制の構築

子どもの読書活動の推進を図るため、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関、各種団体等が情報を共有し、互いに連携協力していく体制を強化していくことが必要です。

そのため、図書資料や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施等、図書館関係者にとどまらず、子どもの読書活動に関わる全ての方々のネットワークの構築に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりの強化が期待されます。

子どもの読書活動の推進に向け、関係機関、各種団体の相互理解の促進を図るための交流や情報交換の場をどのように設定していくかが今後の課題となります。

棚倉町地域おこし協力隊と町内小学校との連携
 図書館活動推進員として小学校に出向き、図書室での貸し出しや整理の他、国語の授業中に図書館の活用を児童へ促す活動等を行っている。



① 県教育委員会による推進体制の整備

- ・ 学識経験者や社会教育関係者、学校関係者、県教育庁、知事部局の担当者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」を開催し、第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の進行管理や子どもの読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な推進が図られるよう努めます。
- ・ 「福島県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や子どもの読書活動推進のための取組状況をホームページ等で公表し、関係機関と連携や協力を推進するよう努めます。

② 市町村との連携強化

- ・ 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」に示された具体的な取組を市町村に周知し、本計画に基づく推進施策に取り組むよう促します。
- ・ 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が実施されるためには、子ども読書活動推進計画の策定や教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりが必要です。本計画の普及や啓発とともに、市町村の子ども読書活動推進計画改定の働きかけや見直し、これに伴う体制づくりを支援します。
- ・ 読書活動支援者養成の研修会や子ども司書養成講座、ブックスタートなど読書活動推進に向けた取組を支援します。

③ 関係機関や各種団体等の連携及び協力の促進

- ・ 子どもの読書活動の推進に向けた研修会を開催する際、県内の読書ボランティアの情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解とネットワークの促進を図ります。
- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者、企業、書店組合等と連携や協力し、親子で本と親しむ各種事業や子どもの読書活動推進に向けた広報や啓発に取り組み、協働による読書活動の推進に努めます。
- ・ 県内の大学と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、読書ボランティア等の連携・協力関係をさらに推進します。

公立図書館と書店との連携（白河市立図書館の取組）

「市民のための図書館」を目的とした、地元書店との双方向的な関係づくり



基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

(1) 推進のための普及や啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子ども読書の取組や情報を広く県民に周知し、理解と関心を高めることが必要です。

また、日頃の普及や啓発の取組に加え、広く子どもの読書活動についての理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会において、県内各地で趣旨にふさわしい取組を実施し、子どもの読書活動に関する関心を高めることが求められます。

- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日*（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」の機会をとらえ、各種広報媒体により子どもの読書活動に関する取組の普及・啓発に努めます。
- ・ 「ふくしま教育の日*（11月1日）」や「ふくしま教育週間*（11月1日～7日）」において県内の図書館や学校、公民館等が実施する子どもの読書活動に関する取組等をホームページで周知します。
- ・ 県立図書館は、「子ども読書の日」等における取組として、おはなし会の実施や児童書の展示等を行い、その取組をホームページで周知します。
- ・ 子どもの読書活動への理解を深めるために、市町村の広報誌や家庭教育支援に関する講座等を通して、読書の意義について考える機会を提供していくよう促します。
- ・ 子どもの読書活動への関心を高めるために、市町村立図書館等におけるおはなし会や児童書の展示等の実施を促します。
- ・ 学校や図書館、関係機関と広く連携を図り、子どもの読書活動推進に関する取組を紹介する等、普及や啓発を促進します。

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

公立図書館をはじめ関係機関では、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めています。

県、市町村、学校、図書館、民間団体等、それぞれの子どもの読書活動推進のための取組を周知し、多くの県民が活用できるようにするため、各種情報の収集、提供機能の一層の充実が期待されます。

- ・ 親子で読書を楽しむための絵本や、読み聞かせのための絵本ガイドブック、おはなし会用資料等を収集し、乳幼児期の読書に役立つ資料と情報の提供を促進します。
- ・ 児童資料や児童サービスについての広報誌を発行する等、情報提供を促進します。
- ・ 学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等による子どもの読書活動の取組に関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く県民への情報の提供に努めます。

ふくしまマナビ i (アイ)

福島県生涯学習情報サイト (講座・イベント情報)



(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

子どもの読書活動の推進のためには、学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等のそれぞれの特色をいかした取組が重要です。それらを奨励し、広く紹介することが必要となってきます。関係機関はもちろん、各家庭にもこれらの優良な取組や図書を周知することにより、さらに広がることが期待されます。

今後どのような方法で周知していけばよいかについて検討が必要です。

- ・ 福島県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書紹介を通して、子どもの読書活動に関する広報や啓発を図ります。
- ・ 国における「子供の読書活動優秀実践校・園、図書館、団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰※制度を活用し、優秀実践校・園、図書館、団体（個人）を推薦し、優れた取組を奨励します。
- ・ ホームページや「ふくしま教育ニュース※」等を活用して、学校・園や公立図書館、団体等の特色ある活動や優れた実践事例の紹介や奨励に努めます。

令和6年度「子供の読書活動優秀実践校・園」文部科学大臣表彰受賞

飯館村立までの里の里のこども園

飯館村立までの里こども園では令和3年度から重点目標に「読書活動の充実」を掲げ、教育計画に基づき読書担当を中心として読書活動の推進に全職員で取り組んでいます。

主な活動は、地域ボランティアによるおはなし会（令和3年度～）、移動図書館の活用、図書館司書による読み聞かせ（令和3年度～）毎日の絵本タイムの実施（平成30年度～）です。このようにまでの里のこども園では多様な形態で読書活動を進めています。

また、保護者を対象に絵本の読み聞かせのロールプレイ（令和3年度）、絵本専門士による読み聞かせの重要性の講演会、絵本の読み聞かせ講座（令和4年度）などを行い、親子読書の啓発にも取り組んできました。

さらに、園児の自然体験・社会体験活動で絵本や図鑑を活用することができるよう環境などを整え、主体的な学習への素地づくりをしたり、祝日などの記念日に合わせた特設コーナーを園の玄関に設置し、保護者が絵本に目を触れる機会が増えるようにしたりしました。また、園のホームページに保護者の読み聞かせの感想やおすすめ絵本などを掲載し、保護者同士が情報交換できるように工夫しました。

このような日々の取り組みにより子どもや保護者の絵本への関心が高まり、園での絵本の貸し出しが増加しています。



「作家とのふれあい活動」

柳田邦男先生といせひでこ先生によるワークショップ



「絵本タイム」



「親子読書の啓発活動」



「絵本の貸し出し活動」